平成２１年（再口）第３号
京都市南区東九条西河辺町41番地３コープ野村京都南1119号
再生債務者　鈴木　芳弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで
平成21年７月23日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再口）第２号
鳥取県米子市東福原６丁目７番10―206号
再生債務者　福原　　治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで
平成21年７月23日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再口）第１号
長野県伊那市東春近3612番地１
再生債務者　酒井　公正
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月６日まで
平成21年７月23日　長野地方裁判所伊那支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再口）第９号
北九州市八幡西区星ケ丘７丁目10番20号
再生債務者　林　　桂司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（再口）第１０号
北九州市八幡西区星ケ丘７丁目10番20号
再生債務者　林　　奈美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再口）第１号
岡山県新見市哲多町矢戸702番地１
再生債務者　奥田　邦人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日
岡山地方裁判所新見支部再生係

平成２０年（再口）第３号
鳥取県倉吉市三江566番地２
再生債務者　横山　重彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（再口）第１号
神戸市灘区灘南通６丁目１番16―302号
再生債務者　長岡　昌紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

東京都目黒区公債償還公告

抽せんの結果、東京都目黒区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	10万円券	100万円券	1000万円券
東京都目黒区公債平成11年度第１回	平成21年９月25日	404,700千円	32 40・41 49 ～ 52	10 ～ 12 21	80・81 122～131 172～186 507～519
目黒区公債平成12年度第１回	平成21年９月25日	817,400千円	31 ～ 34	5 13 85 ～ 89	749～829

平成21年７月31日　東京都目黒区

東京都練馬区公債償還公告

抽せんの結果、東京都練馬区公債をつぎのとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	10万円券	100万円券	1000万円券
公債平成13年度第１回	平成21年９月15日	22,700千円	30 ～ 36	12・15	21・22

平成21年７月31日　練馬区

会社その他の公告

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十一年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法第二十四条第一項により最終事業年度に係る有価証券報告書提出済。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
平成二十一年七月三十一日
札幌市白石区本通二十一丁目南一番一〇号
(甲) イオン北海道株式会社
代表取締役　植村　忠規
東京都中央区八重洲一丁目四番二二号
(乙) 有限会社ティーウィン
取締役　田中　　稔

会社公告

左記会社は吸収合併により、甲は乙、丙及び丁はの権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十一年九月一日であり、甲は乙との合併について会社法第七九六条第三項、乙、丙及び丁は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに各吸収合併を決定しております。また、甲は丙及び丁との合併について株主総会の承認決議を平成二十一年八月二十五日に予定しております。なお、甲は乙、丙及び丁の全株式をそれぞれ所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二二七頁（号外第一三六号）
(丙及び丁) 計算書類の公告義務はありません。
平成二十一年七月三十一日
茨城県つくば市天久保二丁目一七番地の五
(甲) 寺島薬局株式会社
代表取締役　池野　隆光
茨城県つくば市天久保二丁目一七番地の五
(乙) 株式会社アプトケア
代表取締役　池野　隆光
茨城県つくば市天久保二丁目一七番地の五
(丙) 有限会社ヒュージョン
代表取締役　池野　隆光
茨城県つくば市天久保二丁目一七番地の五
(丁) 有限会社アクロス
代表取締役　池野　隆光